

経済常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 令和 5 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 6 号 令和 5 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 令和 5 年度岩国市観光施設運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 9 号 令和 5 年度岩国市市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上 3 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 76 号 令和 6 年度岩国市一般会計補正予算（第 2 号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 80 号 令和 6 年度岩国市観光施設運営事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 85 号 岩国市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員定数条例の一部を改正する条例

以上 2 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第 1 号 令和 5 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

商工費の企業振興費の店舗魅力向上リニューアル事業に関し、

委員中から、これまでの実績及び評価について質疑があり、

当局から、「この事業は令和 2 年度から開始し、令和 2 年度に 26 件、令和 3 年度に 25 件、令和 4 年度に 13 件、令和 5 年度に 12 件、合計 76 件の利用実績があり、利用された方からは大変好評をいただいている。しかし、現在、この事業は複数回の利用を認めていないこともあり、件数は減少傾向にある」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「先日開催された中小企業等振興審議会を傍聴した際に、今後の事業の見直し案として、事業を利用して 5 年が経過した場合、再度利用が可能となる旨の説明があつたが、これからの事業展開をどのように考えているのか」との質疑があり、

当局から、「先日の審議会では、これまでの利用者に対して公平な制度となるように、5 年間のインターバルにより再度の利用を認める案を提示したところ、委員から、より短い期間で再利用できるように検討してほしいという御意見をいただいた。それを踏まえて、現在、事業の内容を改めて検討しているところである」との答弁がありました。

続いて、商工費の企業振興費の創業支援事業に関し、委員中から、補助の要件及び額について質疑があり、当局から、「岩国市内において、新たに事業を営もうとする者を支援し、もって市内経済の活性化を図ることを目的に、岩国市創業支援補助金の制度を設けている。補助の要件としては、岩国市内で新たに創業しようとする者、または創業して間もない者としており、補助額については、岩国商工会議所が主催する「いわくに創業カレッジ」の受講者は上限60万円、市内5か所が会場となっている特定創業支援等事業の受講者は上限40万円としている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「岩国西商工会及びやましろ商工会では、上限40万円の特定創業支援等事業は受講できるが、上限60万円の創業支援補助金に係る創業カレッジは受講できない。各地域において、利用者が両方の制度を受講できる体制を整備することが望ましく、各商工会においても創業カレッジを受講できるように制度を見直してはどうか」との質疑があり、当局から、「岩国西商工会及びやましろ商工会で実施している特定創業支援等事業については、創業に関する相談を4回以上受けることが条件となっているのに対し、岩国商工会議所が開催している創業カレッジは、毎週、頻繁に授業を受ける必要があり、内容の濃いものとなっている。今後、岩国西商工会及びやましろ商工会と創業カレッジの開催について協議の上、対応を検討してまいりたい」との答弁がありました。

続いて、商工費の地域活性化推進費の移住定住促進事業に関し、委員中から、空き家修繕助成金及び空き家家財道具等処分費等助成金の交付要件について質疑があり、当局から、「空き家修繕助成金については新しく入居する者が、空き家家財道具等処分費等助成金については空き家の所有者が申請者となる。また、本市の空き家バンクに登録された物件が対象であり、民間の不動産業者が取り扱う物件は対象外である。理由としては、不動産業者が取り扱えないような中山間地域の物件を、市が売買や貸借の支援を行うことで空き家の有効活用、移住・定住の促進を図り、中山間地域を活性化することを目的としているためである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「これらの助成金は、本市の空き家バンクに登録された物件を対象としているが、空き家の所有者が市外在住の場合、本市の制度を知らないため、物件を売却したい場合は不動産業者に依頼するのが通常であり、助成金が受けられない。中山間地域において移住・定住を促進するための制度なので、家財道具等処分の助成制度については、不動産業者が取り扱う物件であろうが、空き家バンクに登録している物件であろうが、申請者が幅広く活用できるように制度設計を改善していただきたいがどうか」との質疑があり、当局から、「今後、移住応援団との関係や地域の活性化を考慮しつつ、利用者の視点から、どういった内容がよりよいのか検討してまいりたい」との答弁がありました。

続いて、商工費の観光費の観光宣伝事業に関し、委員中から、「岩国市観光大使については、市民の関心も高く、どういった方をどういう基準で選定しているのかという質問をよく受ける。自薦・他薦を問わず、やる気のある方に幅広く岩国市のPRをしていただくことが、岩国市の観光宣伝につながると考えるがどうか」との質疑があり、当局から、「観光大使は、本市の観光振興とイメージアップを目的として、本市の歴史や文化、豊かな自然環境など魅力的な観光資源を広く周知するため、本市の観光振興の推進に寄与すると認められる方に委嘱している。観光宣伝には、観光大使だけでなく、ミス岩国が様々な観光諸行事に参加し、本市のPRを行っており、さらに、新たに岩国市公式ファンクラブが設けられている。これらの様々な手法により、本市のPRを推進していくに当たって、現在の制度について一度整理し、幅広い考え方を持って取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

本件のうち、当委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、経済常任委員会の審査報告を終わります。